

スカイパークこまつ翼 利用の手引

岸・北森・鉄工団地組合共同体

(令和元年10月1日改訂)

目 次

	頁
① 施設概要	1
② 営業時間	2
③ 使用料金	3
④ 使用の申込手続き	5
⑤ 使用の許可	5
⑥ 使用料の支払い方法	6
⑦ 使用の変更・取消手続き	7
⑧ 使用者の責任について	8
⑨ 保険の加入	9
⑩ その他	9
⑪ 使用申込手順（フロー図）	10

1 施設概要

広場 1

◆ ソフトボール場 A～D (4 面)

競技面積 32,000 m²

ソフトボール競技寸法／1 面 75.00m × 75.00m

【設置備品について】

各種ベース類、バックネット、外野ネット (2 面分まで)、得点板、グラウンドならし等の備品はありますが、ボール、グローブ等の競技用品はありません。

広場 2

◆ サッカー、ラグビー場 A～B (2 面)

競技面積 26,000 m²

サッカー競技寸法／1 面 70.00m × 105.00m

ラグビー競技寸法／1 面 70.00m × 144.00m

【設置備品について】

各種ゴール、コーナーポール、得点板等の備品はありますが、ボール等の競技用品はありません。

・ 一般サッカーゴール 2 組

・ ジュニアサッカーゴール 4 組

・ ラグビーゴール 2 組

※サッカー、ラグビー兼用の競技場です。

※ジュニアサッカーで利用する場合は A、B 両面の使用で最大 4 面での利用が可能です。

広場 3

◆ パークゴルフ場 (4 コース・36 ホール)

◆ グラウンドゴルフ場 (5 コース・40 ホール)

※常設 4 コース・32 ホール

競技面積 36,000 m²

駐車場

◆ 駐車場 1 (広場 1 前)

普通車 100 台

大型車 6 台

◆ 駐車場 2 (広場 2 前)

普通車 190 台

障害者駐車場 8 台

駐輪場 260 台

◆ 駐車場 3 (広場 3 前)

普通車 245 台

建物	◆ 管理棟	会議室	面積	55.51 m ²
		シャワー室	男女	各3室
	◆ 便所			3棟
	◆ 四阿（休憩所）			6棟
	◆ パーゴラ（休憩所）			2棟

2 営業時間

営業時間	平日	8：30～18：30
	土・日・祝	8：00～18：30
営業期間	3月1日 から 11月30日 まで	
	（休業期間 12月1日 から 2月末日 まで）	
	※パークゴルフ・グラウンドゴルフに限り通年営業	
	※営業時間と異なる時間、及び休業期間中に使用を希望される方は、申込みの際に窓口（☒ 使用の申込手続き 参照）へご相談下さい。	
	※グラウンドゴルフ場・パークゴルフ場の受付時間は 17:00 までとなります。	
	※広場 2・広場 3 は、天然芝のため、養生期間や芝刈り等の作業のため一時的に利用できない場合がありますので、予めご了承下さい。	

③ 使用料金

施設使用料

施設名	区分	使用料	
ソフトボール場	専用	1面1時間	500円
サッカー場 ラグビー場	専用	高校生以下	1面1時間 1,000円
		一般	1面1時間 1,600円
グラウンド ゴルフ場 パークゴルフ場	個人（高校生以下）		300円/日
	個人（一般）		500円/日
	専用（高校生以下）		2,100円/時間
	専用（一般）		3,100円/時間

※本市に住所を有しない方が使用する場合の施設使用料は、基本使用料の2倍の額になります。

※グラウンドゴルフ、パークゴルフを同日にプレーする場合は、2競技分の料金が必要になります。

※グラウンドゴルフ場及びパークゴルフ場の専用については、それぞれ小松市グラウンドゴルフ協会、小松市パークゴルフ協会が主催または、主管する大会で市が認めた場合のみとします。

設備使用料

● テント(全6張)	1張1日につき	1,000円
● 放送器具	1式1日につき	500円
● 管理棟	会議室	無料
	シャワー室	5分 100円
● 競技用具	グラウンドゴルフクラブ	無料
	パークゴルフクラブ	無料
● その他	ライン引き	無料
	石灰	無料

※設備・備品を使用するときは、事前に申込が必要です。

（申請書に記入して下さい。）

※会議室の利用は、原則として、大会やイベント時の打合せ等とします。

使用料の減免

- 使用料の減免は、「小松運動公園及び体育施設の管理に関する規則」に準じます。

1 専用使用するとき

	区 分	基本使用料 割引率
1	市又は市立学校が体育及びスポーツの振興を図る目的で直接使用するとき（付属設備及び付属体育器具等使用料を含む）	100%
2	市、市内の学校、幼稚園、保育所、又は学校教育関係が直接使用するとき	50%
3	市体育協会又は市内の社会教育団体が使用するとき	30%
4	市が共催するとき	30%
5	市が後援するとき	20%
6	準備又はリハーサルに使用するとき	40%

※種目別協会が使用する場合は、減免区分3に該当します。

2. 個人使用で定期券を利用するとき

区 分	料 金
1 年定期 グラウンドゴルフ場 パークゴルフ場	高校生以下 3,100 円 一般 5,100 円

※本市に住所を有しない方は100%に相当する額を加算します。

※1年定期は加入年度の4月1日から3月31日まで有効とします。

途中加入であっても金額の変更はありません。

3. 心身障害者及び、精神障害者が所有する障害者手帳等を掲示して利用するときは、使用料の3分の2を減免します。

4 使用の申込手続き（専用グラウンド）

申込先（窓口）	● スカイパークこまつ翼 管理事務所（スカイパークこまつ翼内） 〒923-0983 石川県小松市日末町や1 番地 1 TEL 0761-23-2188 FAX 0761-23-2188				
申込受付	● 受付時間は午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで。 ただし、次の時期は受付しません。 ・ 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日 ● 受付時期は次のとおりです。 <table border="1"> <tr> <td>種目協会が特に重要とするもの</td><td>利用予定日が属する月の 1 年前の月の初日から 1 週間前まで</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>利用予定日が属する月の 3 ヶ月前の月の初日から 1 週間前まで</td></tr> </table> ● 予約受付は、1 申請につき 1 団体 3 回分までとします。 ● 施設の使用后、使用時間及び使用設備に変更があった場合は、変更申請書を提出して下さい。変更許可書を発行して、納入済の使用料額との差額を精算します。 ※ 原則、仮押さえ後は速やかに申請書を提出して下さい。	種目協会が特に重要とするもの	利用予定日が属する月の 1 年前の月の初日から 1 週間前まで	その他	利用予定日が属する月の 3 ヶ月前の月の初日から 1 週間前まで
種目協会が特に重要とするもの	利用予定日が属する月の 1 年前の月の初日から 1 週間前まで				
その他	利用予定日が属する月の 3 ヶ月前の月の初日から 1 週間前まで				
提出書類	① 施設専用使用許可申請書兼使用料減免申請書 ② 使用計画が分かる書類（大会等での利用の場合） ③ 共催・後援承認書等の写し （市または市教育委員会の共催・後援がある場合）				

5 使用の許可

使用の条件	● 「小松市体育施設条例」及び「小松運動公園及び体育施設の管理に関する規則」に基づき、施設及び設備の使用料を徴収します。 ● 使用の申請をするときは、施設使用の遵守事項及び注意事項等、「回 使用者の責任について」の条件を必ず守って下さい。
-------	--

使用許可	● 使用申請書を受理後、内容を審査のうえ、施設専用使用（変更）許可書兼使用料減免決定書を発行します。 ● 施設を使用する当日は、<u>必ず使用許可書を管理者に提示し、使用料金を支払って下さい。（前納）</u>
使用の不許可	● 次に挙げる場合は、使用を不許可とします。 ① 公の秩序を乱す恐れがあるとき ② 施設の管理に支障をきたすとき ③ 管理者が不適切と認めるとき（営利目的等）
使用許可の 取消・停止	● 次に挙げる場合は、使用許可の取消、または使用を停止します。 ① 使用許可の条件に違反したとき、または違反する恐れがあると認められるとき ② 虚偽の申請により許可を受けたことが分かったとき ③ 使用の権利を譲渡、または転貸したとき ④ 管理者の指示に従わないとき ⑤ 災害や不測の事項により施設を使用することが危険であるとき ⑥ その他、施設の管理上の必要によりやむを得ないとき

6 使用料の支払い方法

使用料	● 施設及び設備の使用料金及び、使用料の減免については「図 使用料金」をご覧ください。
使用料の 支払方法	● 施設の使用当日に管理棟で支払って下さい。（前納） ● グラウンドゴルフ場・パークゴルフ場利用の方は、必ず利用前に管理棟で受付を行って下さい。 <u>※現金のみの取り扱いとします。</u> <u>※専用利用の方は使用許可書を必ず提示して下さい。</u> <u>※定期利用の方は使用定期券を必ず提示して下さい。</u> <u>※小松市施設利用クーポン券も使用できます。</u>

7 使用の変更・取消手続き

使用申請の 変更・取消

- 使用申し込みは、取消・変更がないよう十分に計画を立ててから申し込みして下さい。
- 使用許可後、申込者の都合により、変更または取消をする場合は、速やかに専用使用許可変更申請書または使用取消届を提出して下さい。
- 使用当日に、使用時間を延長する場合は、直ちに変更申請書を提出し、追加料金を支払って下さい。（他の使用予定がなく延長できる場合に限ります。）

使用料の還付

- 次の場合には使用料を還付します。

区 分	還付率
体育施設の管理の都合により体育施設を使用させることができなくなった場合	100%
風水害、火災その他の災害により体育施設を使用することができなくなった場合	100%
使用日の2箇月前までに取消しを届け出た場合	90%
使用日の1箇月前までに取消しを届け出た場合	80%
使用日の1週間前までに取消しを届け出た場合	50%

※雨天等により、施設を使用することができない場合は、すみやかに管理者へご連絡下さい。

※使用の途中で雨天等により、施設を使用することができなくなった場合は、すみやかに管理者へご連絡下さい。以降の時間分については100%還付します。

※使用当日に、使用者の都合により使用時間が短くなった場合の還付はしません。

管理者の連絡先

スカイパークこまつ翼 管理事務所（スカイパークこまつ翼内）
〒923-0983 石川県小松市日末町や1番地1
TEL 0761-23-2188 FAX 0761-23-2188

料金の精算方法

- 使用当日に変更（延長追加のみ）をする場合は、管理棟で精算します。その場で変更申請書を記入し代表者印を押印の上、追加料金を支払って下さい。
- 使用当日以前に取消を行う場合は、使用料と還付額の差額を窓口を支払って下さい。

⑧ 使用者の責任について

使用者の責任

- 施設を使用した後は、必ず原状回復して下さい。
- 施設を使用するときは、十分に安全管理を行って下さい。

原状回復

- 使用後は、承認された時間内で原状回復して管理者の点検を受けて下さい。
- 使用後は、施設の清掃とごみの回収を行って下さい。なお、ごみは必ずお持ち帰り下さい。
- 使用者及び入場者の過失により、施設・設備・備品などを破損・紛失した場合は、使用者及び入場者が賠償するものとします。

安全管理

- 使用者は、責任者を設けて安全管理を行って下さい。
- 災害発生時や負傷者が生じた場合に備え、使用者や観客の誘導・緊急連絡などについて警備・救護計画書を作成し、万一の場合に対策をとれるようにして下さい。

入場者及び使用者の遵守事項

- 営業時間外は施設に入場できません。
※8：30（休日は8：00）に入場門を開門し、18：30に施錠いたします。
※営業時間と異なる時間、及び休業期間中に使用を希望される方は、申込み先（☑ 使用の申込手続き 参照）にご相談下さい。
- 使用者は、次に掲げる事項を遵守して下さい。
 - ① 許可事項を遵守し、管理者の指示に従うこと。
 - ② 所定の場所以外において喫煙又は火気を使用しないこと。

入場者及び使用者への注意事項

- ③ 使用後は清掃を行い、管理者に届出て点検を受けること。
- 次に挙げるような行為は行わないで下さい。
 - ①施設・設備などを破損させる恐れがある行為
 - ②他の入場者及び使用者に迷惑や危害を与える行為、及びその恐れがある行為
 - ③使用許可の条件に違反する行為
 - ④その他、施設の管理に支障がある行為
- 使用許可が取消・停止になった場合に、使用者に損害が発生しても、一切の責任を負いません。
- 火災や盗難、その他事項により、入場者及び使用者に事故や損害が発生した場合、管理者に故意または重大な過失がない限り、その責任を負いません。
- 施設の使用時の事故や事件に関して、管理上の過失がない限り、一切の責任を負いません。施設内では、ファールボールなどが当たる可能性がございますので、入場時は十分に注意して下さい。

9 保険の加入

保険の加入

- 専用利用の場合は、原則として損害保険などに加入して下さい。

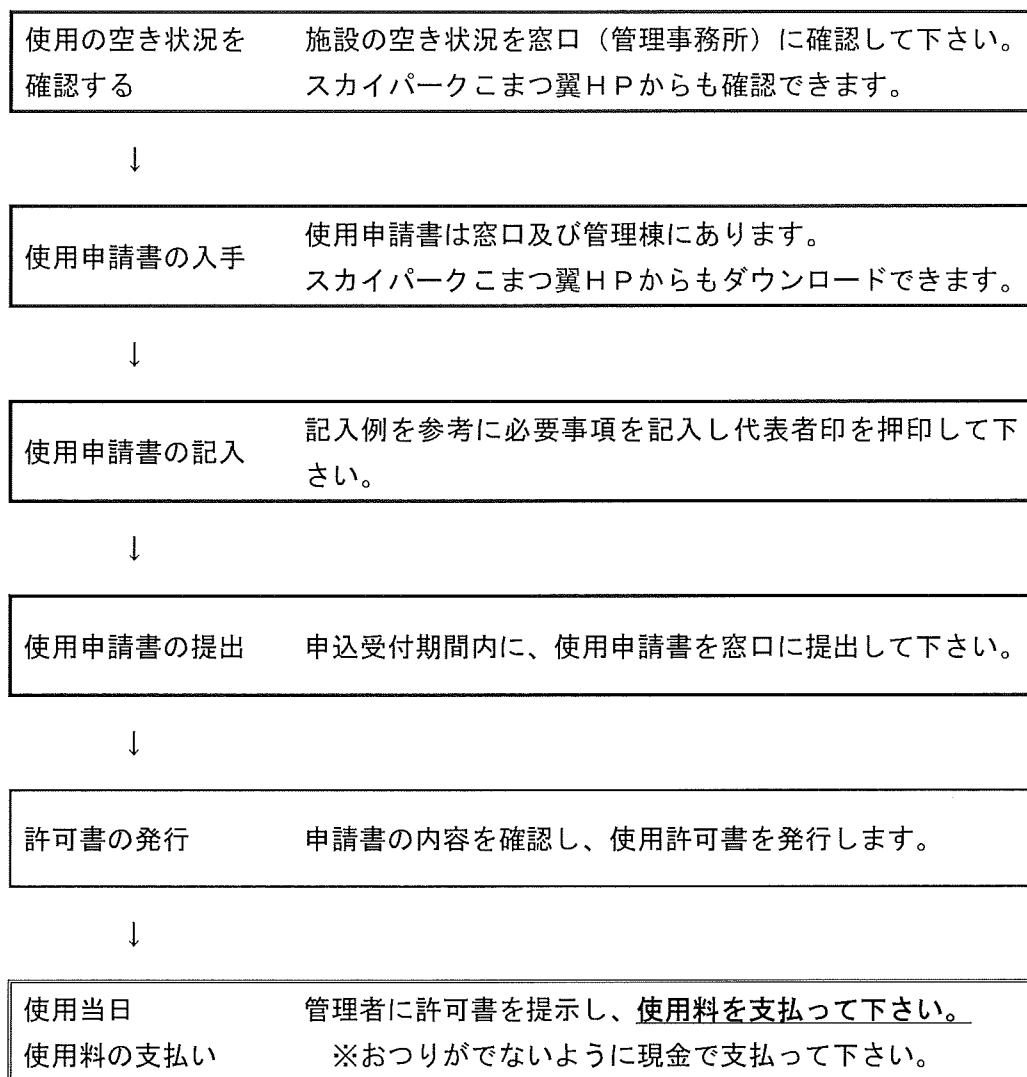
10 その他

その他

- 駐車可能台数（約 550 台）を超える場合は、ほかの駐車場の確保や、シャトルバスの運行などの対策を講じて下さい。
- 管理事務所では、電話の取次ぎや、呼び出しなどはいりません。

11 使用申込手順（専用グラウンド）

○使用申込フロー



※ 使用当日に、内容が変更した場合

使用の変更	施設の使用時間・設備に変更（追加のみ）が生じた場合は、管理棟で、変更申請書を記入・提出して下さい。
-------	---



使用料の精算	その場で、 <u>追加料金を支払って下さい。</u>
--------	----------------------------

※ 使用当日以前に申請を取り消す場合

使用の取消	施設及び設備の使用を取り消す場合は、ただちに窓口にご連絡下さい。
-------	----------------------------------



取消時の注意事項	取消事由及び取消日によっては使用料の一部または全額の負担となります。（ ☐ 使用の変更・取消 参照）
----------	---

使用料の精算	使用料を還付額との差額を窓口で支払って下さい。
--------	-------------------------

※ グラウンドゴルフ・パークゴルフを行う場合（個人使用）

受付	施設を利用する前に必ず管理事務所で受付を行って下さい。
----	-----------------------------



使用料の精算	☐ 定期利用の方は必ず使用定期券を提示して下さい。 ☐ 個人使用の場合は受付時に使用料を支払って下さい。
--------	---

◇スカイパークこまつ翼レイアウト図

